

明産第419号
令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明和町長 富塚 基輔

市町村名 (市町村コード)	明和町 105228
地域名 (地域内農業集落名)	斗合田 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は耕作放棄地は少ないが、地主による小規模な自作が多く見受けられる。今後は、高齢化や後継者不足により離農を考える農家が増え、耕作放棄地が増加する可能性がある。そのため、新規就農者や新たな担い手への集積・集約が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集約を進めていく、離農者が出ても大規模な農業法人や中心経営体などの担い手に集積・集約が図れるようにしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地の効率化を図りながら担い手を中心に集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、段階的に地域の担い手へ農地中間管理機構を活用して集約化していく。

(3)基盤整備事業への取組方針

団地化を満たす農地については、多面的機能支払交付金を活用しながら集積を進め担い手が効率的に耕作できるように進めていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

県・JAと連携を図りながら、農業後継者や新規就農者の確保・育成や他地域からの農業者の受け入れ等を行い地域の担い手を確保していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域での農作業の効率化を図るため、JA等が行っている農業支援サービス事業を活用し農作業の省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畠地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】